

Ⅱ 業 務 実 績

- 1 技術指導及び技術援助
- 2 人材育成（教育研修）
- 3 普及啓発
- 4 精神保健福祉相談
- 5 組織育成
- 6 精神医療審査会の審査に関する事務
- 7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定
- 8 障害者総合支援法及び精神保健福祉法関連事業
- 9 自殺総合対策事業
- 10 ひきこもり対策推進事業
- 11 災害時コーディネーター体制整備事業

1 技術指導及び技術援助

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障がい予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携をとることが必要である。

2006年に障害者自立支援法が施行され、市町村における精神保健の役割が強化され、精神保健福祉活動における保健所及びセンターの役割は大きな転換期を迎えた。当センターにおいても今後の精神保健福祉のあり方や、ひきこもりアウトリーチ支援等において、どのように地域サポート体制、ネットワークを構築していくかが重要な課題となっている。

(1) 関係諸機関等への技術指導及び技術援助件数

関係領域	技術指導・援助の内容別件数（内訳）												全体件数	
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害		その他
保健所	0	29	4	0	0	1	5	5	39	3	0	1	4	91
市町村	4	16	1	0	0	0	7	2	8	3	0	0	11	52
福祉事務所	0	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	5
医療施設	0	26	3	2	0	0	6	2	3	4	0	15	25	86
介護老人保健施設	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	5
障がい者支援施設	0	8	1	0	0	0	12	0	14	0	0	0	6	41
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	29	32	9	1	15	107	8	102	26	2	3	39	373
実施延件数	5	108	42	11	2	16	140	19	167	36	2	19	86	653

※関係領域における「その他」373件の主な相談機関は、公的機関からの相談75件、社会福祉協議会からの相談66件、教育機関からの相談59件、司法機関からの相談11件などである。また、技術指導・援助の内容別件数の「その他」86件については、障がい者福祉サービスに関する相談等が含まれる。

(2) 関係機関主催会議への参加

種別	教育	司法	労働	警察	民間	行政	計
件数	0	1	0	1	20	40	62

(3) 個別支援の件数

処遇困難なケースは地域や関係領域をまたがるが多く、多機関が連携することが重要である。センターでは、このような複雑困難なケースの地域生活を支援するため、支援会議や来所・訪問相談を通して、関係機関に具体的な技術支援・技術援助を行っている。

来所・訪問による相談	個別支援会議への参加
154	13

※(1), (2)の再掲

2 人材育成（教育研修）

センターでは、地域精神保健福祉業務に携わる関係機関職員の、精神保健福祉に関する知識及び技術・資質等の向上を図り、円滑かつ効果的な連携となることを目的として、技術研修・課題研修を行っている。

（1）研修会等への講師派遣（精神保健福祉センター職員の派遣）

月日	研修名	依頼元	参加人数
6月16日	鳴門老人クラブ研修会	鳴門老人クラブ	60名
6月22日	ひきこもり勉強会	美波保健所	11名
6月28日	社会復帰調整官実務実習研修	保護観察所	1名
7月8日	福祉事務所関係職員研修会	保健福祉政策課	50名
7月19日	徳島県警察学校講義	徳島県警察学校	60名
7月30日	自殺予防サポーター養成研修	徳島県商工三団体	65名
9月6日	いのちのネットワーク研修会	徳島県自殺予防協会	14名
9月27日	令和3年度 自殺対策関係職員スキルアップ研修会	阿南保健所	23名
10月15日	令和3年度 精神障がい者訪問看護研修	徳島県看護協会	20名
11月4日	第1回 徳島県高齢者自殺予防研修会	保健福祉政策課	17名
11月18日	徳島県発達障がい者支援専門員養成研修	発達障がい者総合支援センター	20名
11月29日	自殺予防サポーター養成研修	商工会連合会	46名
12月1日	令和3年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業に係わる関係職員研修会	美波保健所	20名
12月1日	産業保健関係者研修	徳島県産業保健総合支援センター	50名
12月2日	民生委員児童委員協議会 副会長研修会	民生委員児童委員協議会（県社協）	125名
12月9日	産業医研修	徳島県産業保健総合支援センター	40名
12月16日	令和3年度 生活困窮者自立支援強化事業ひきこもりの方への支援研修会	徳島県社会福祉協議会	109名
1月26日	重層的支援体制整備事業移行にむけた準備会議	小松島市介護福祉課	16名
2月6日	自殺予防サポーター養成研修	徳島県作業療法士会	26名
2月8日	県医師会自殺予防研修会	徳島県医師会	80名
3月5日	令和3年度 徳島県自殺防止対策先進事業 徳島DARC主催オンラインフォーラム 『20歳までには死ぬ』そして今…』	徳島DARC	30名

3月8日	かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修会講師	発達障がい者総合支援センター	80名
3月10日	徳島県精神保健福祉審議会	健康づくり課	8名
3月17日	藍住町円卓会議	板野郡医師会	23名
3月18日	自殺予防サポーター養成研修	徳島県理学療法士会	40名
3月22日	ひきこもり勉強会	美波保健所	8名

(2) 学生講義・実習等

依頼元	内容	対象者数	回数
徳島大学	医学部講義 (医学心理学)	120名	1
	医学部講義 (社会精神医学)	100名	1
	臨床心理学専攻 実習	2名	32
県立総合 看護学校	実習指導	39名	1
	講義	40名	5
徳島文理 大学	人間生活学研究科 実習	10名	1
	人間生活学部心理学科 実習	16名	1

3 普及啓発

精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進していくためには、地域住民の関心と理解を深めていくことが重要である。センターでは全県下を対象とし一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行っている。

また、こころの健康づくりは、保健所、市町村保健センターや関係諸機関においてさまざまな方法で取り組まれており、これらの機関が行う普及啓発活動に対してもプログラムやハンドブックを作成、提供する等、専門的立場から協力、指導及び援助を行うことを目的に広報普及事業に取り組んでいる。

(1) 情報提供等

ア 精神保健福祉ハンドブック等

「精神保健福祉ハンドブック」を、平成9年度より発行しており、精神保健福祉に関する知識の普及を目的に、県内の社会資源や関係資料をまとめ、一般的な精神保健福祉に関する相談のほか、ひきこもりや、薬物乱用、法的トラブルなどの各種の相談窓口や、医療機関、社会資源や、主な社会福祉制度を掲載している。平成23年度からはホームページに掲載し、新しい情報等を随時更新して、地域との情報交換や連絡連携の効率化、地域や病院で精神保健福祉について学習するためのツールとして活用されている。

また、正しい知識を普及するためのパンフレットを整備し、講演会・研修会等を通じて、広く一般へ配布している。

5月25日	民生委員・精神ボランティア対象 ひきこもり勉強会	25名
7月27日	児童民生委員・精神保健ボランティア 令和3年度「ひきこもり勉強会2」	18名
8月19日	あせび家族会総会 講演会	10名
1月31日	統合失調症家族会ひまわり会研修	8名

イ 教材等の貸出

センターでは関係機関向けに、精神保健福祉分野の資料、専門書、専門誌、視覚メディアや健康教育用の教材、パネル、各種パンフレットを整備し貸出している。

	図書	視聴覚教材	パネル
回数	2	0	0
貸出数	2	0	0

ウ インターネット・ホームページ

ホームページを開設し、センターの広報を行うとともに、こころの健康づくりに関する情報の県民向け普及啓発や、関係者向け研修などを通して周知している。この5年間の、新規来所相談者の経路を分析すると、インターネット・ホームページ、マスコミが増えている傾向が見られる。

ホームページアドレス

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/shogaifukushi/2013061800050>

エ WITEコロナ時代の心のケア支援事業におけるポスター作成及び配布

新型コロナウイルス感染症の感染の長期化により、感染症そのものへの不安に加

え、生活の変化から心身にストレスがかかり、多くの人々がストレスを感じる状況となっている。また、孤立、失業、倒産等の社会的要因により精神的に疲弊している人々が増加し、心の不調をきたすケースも考えられる。

県民のメンタルヘルスの重要性の普及啓発を目的に、ポスター5種類を作成し、県内24市町村及び6保健所へ配布した。

4 精神保健福祉相談

センターは精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行っている。こころの健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期などの相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施している。相談指導を行うために、総合技術センターとしての立場からの対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めながら実施している。

予約による来所相談を原則として精神保健福祉全般の相談を行っている。特定相談としては、アルコール等、依存症に関する相談及び思春期精神保健福祉相談を行っている。電話による相談受付後、必要に応じてセンター職員による来所相談や精神科専門医による専門相談につなげている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言のため来所相談を制限した時期もあり、来所相談が減少したが、電話相談は増加した。

新型コロナウイルス感染症に関する相談は電話相談のみで39件あった。新型コロナウイルス感染症に関するメンタル相談窓口として周知するとともに、新型コロナウイルス感染症に関して不安を感じている方向けにセルフケア力向上を目的としたチラシの作成・配布、当センターのサイト「新型コロナウイルス対策における心の健康相談」(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/shogai-fukushi/7203796>)にて情報発信するなど普及啓発にも努めた。

(1) 相談実績

ア 相談（来所・訪問）

(ア) 相談件数（来所・訪問）

			一般	思春期	アルコール	薬物	計
平成29年度	実数	新規	60	35	11	6	112
		継続	41	64	0	2	107
	延数		271	313	13	29	626
平成30年度	実数	新規	71	32	5	1	109
		継続	49	61	0	3	113
	延数		392	301	7	21	721
令和元年度	実数	新規	69	32	6	2	109
		継続	43	58	0	4	105
	延数		323	305	9	17	654
令和2年度	実数	新規	45	37	8	4	94
		継続	34	52	0	1	87
	延数		266	284	9	6	565
令和3年度	実数	新規	50	17	4	0	71
		継続	37	64	1	1	103
	延数		288	277	5	1	571

※主たる相談内容のみ計上。(重複なし)

図1 新規相談件数の年次推移

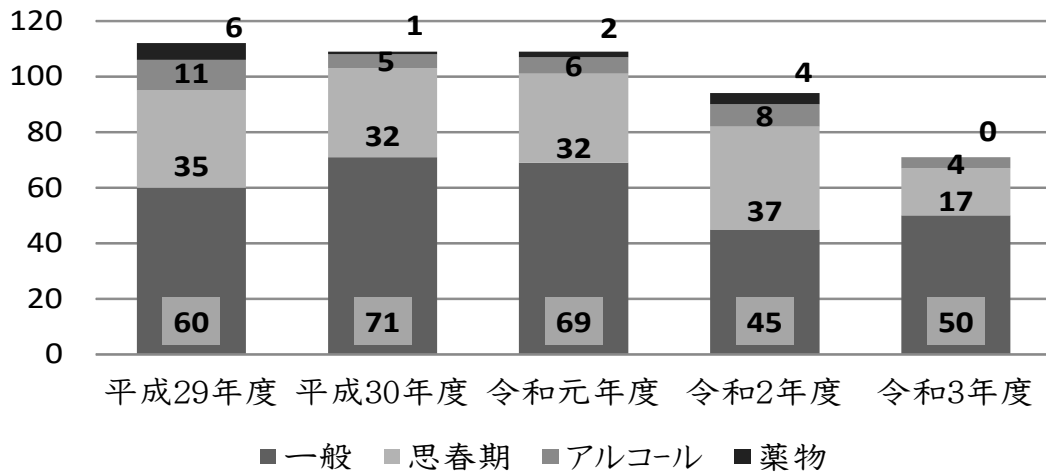


図2 継続相談件数の年次推移

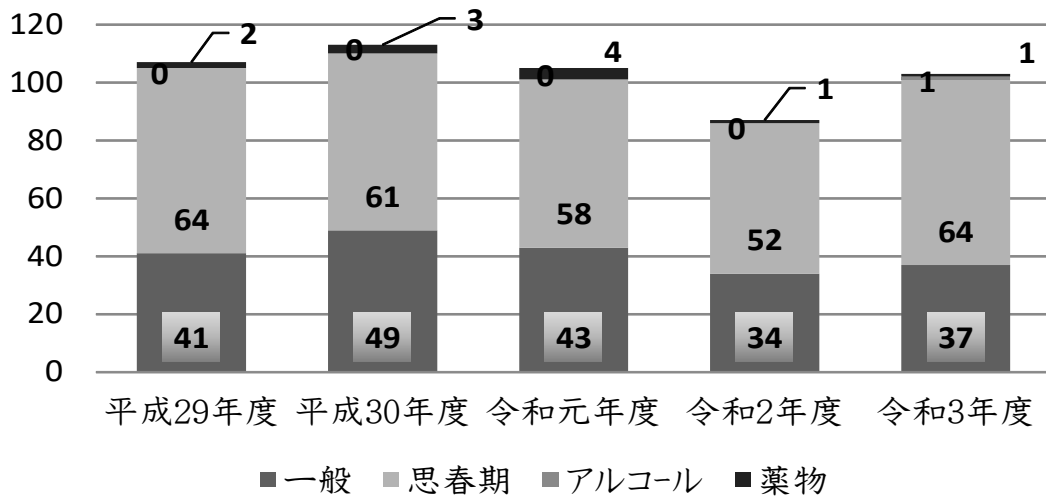
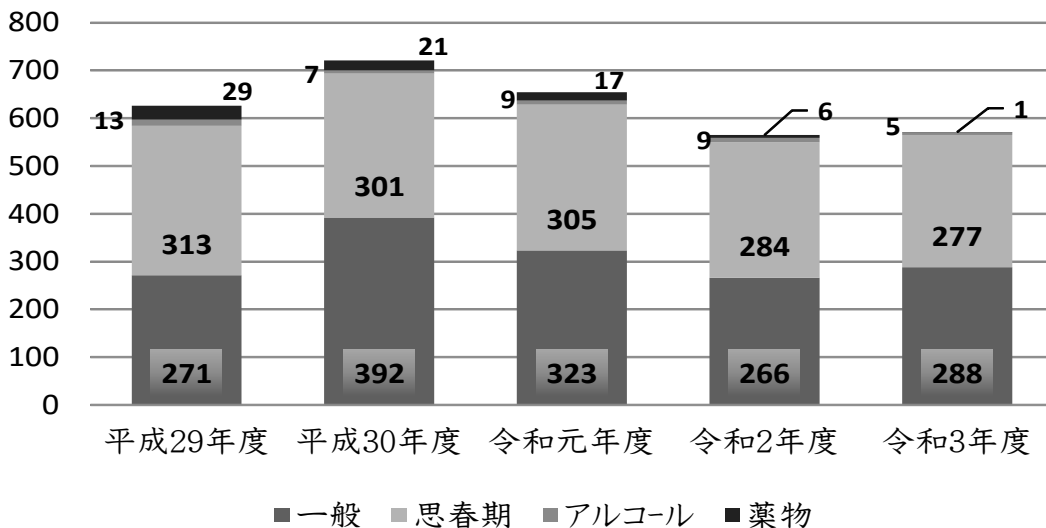


図3 相談延件数の年次推移



(イ) ICDカテゴリー分類（重複あり）

	分類区分												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	症状性を含む器質性精神障害	精神作用物質による精神および行動の障害	統合失調症・統合失調症型障害および妄想性障害	気分（感情）障害	神経症性障害・ストレス関連障害および身体表現性障害	生理的障害および身体的要因に関連した障害	成人の人格および行動の障害	精神遅滞	心理発達の障害	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	てんかん	その他	
	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40		
平成29年度	1	18	11	13	57	2	6	3	47	7	0	53	218
平成30年度	1	9	14	19	54	3	9	4	57	13	1	73	257
令和元年度	1	13	11	27	49	3	23	2	76	20	0	58	283
令和2年度	2	14	8	23	40	4	12	4	53	16	3	66	245
令和3年度	1	8	14	27	46	2	13	2	50	16	3	48	230

(ウ) 相談者の年齢構成

年齢	実数	延数
0～9歳	0	0
10～19歳	15	35
20～29歳	15	79
30～39歳	25	105
40～49歳	25	105
50～59歳	40	131
60歳以上	61	165
不詳	1	1
計	174	571

(エ) 対象者の年齢構成

年齢	実数	延数
0～9歳	1	3
10～19歳	40	135
20～29歳	46	204
30～39歳	43	117
40～49歳	20	52
50～59歳	11	29
60歳以上	13	31
不詳	0	0
計	174	571

(オ) 対象者の続柄

続柄	実数	延数
本人	71	251
配偶者	3	3
父	1	1
母	0	0
子	90	295
その他親族	8	20
その他	1	1
不明	0	0
計	174	571

(カ) 新規相談者の来所経路

内 容	件数
保健所	11
こども女性相談センター	3
市町村	2
教育機関	1
職場・労働機関	4
精神科医療機関	4
その他の医療機関	1
発達障がい者総合支援センター	3
警察・司法	1
福祉施設	1
その他の関係機関	14
マスコミ	1
パンフレット・書籍	2
インターネット・ホームページ・電話帳	17
その他	3
既知	1
不明	2
計	71

(キ) 相談者の相談内容（重複あり）

内 容	件数
病気への不安・疑問・対応	71
診療等に関すること	29
高次脳機能障害に関すること	3
うつ・うつ状態	79
摂食障害	5
認知症及びその疑い	1
その他高齢者に関すること	0
不登校	48
ひきこもり	268
家庭内暴力	29
児童虐待	7
ドメスティック・バイオレンス	4
発達障害	184
その他思春期に関すること	40
アルコール	9
薬物	3
ギャンブル	3
ゲーム・ネット依存	29
その他アディクションに関すること	15
福祉制度に関すること	30
性格・行動上の問題	335
対人関係の問題	318
身体上の問題	35
就労上の問題	192
金銭問題	26
自殺関連問題	25
遺族	14
犯罪被害	0
災害	5
てんかん	5
その他	34
計	1,846

(ク) 処遇状況 (重複あり)

内 容	件数
診察・診断	324
傾聴・助言指導	277
心理療法	14
心理検査	10
連絡紹介	37
その他	5
計	667

(ケ) 紹介先 (重複あり)

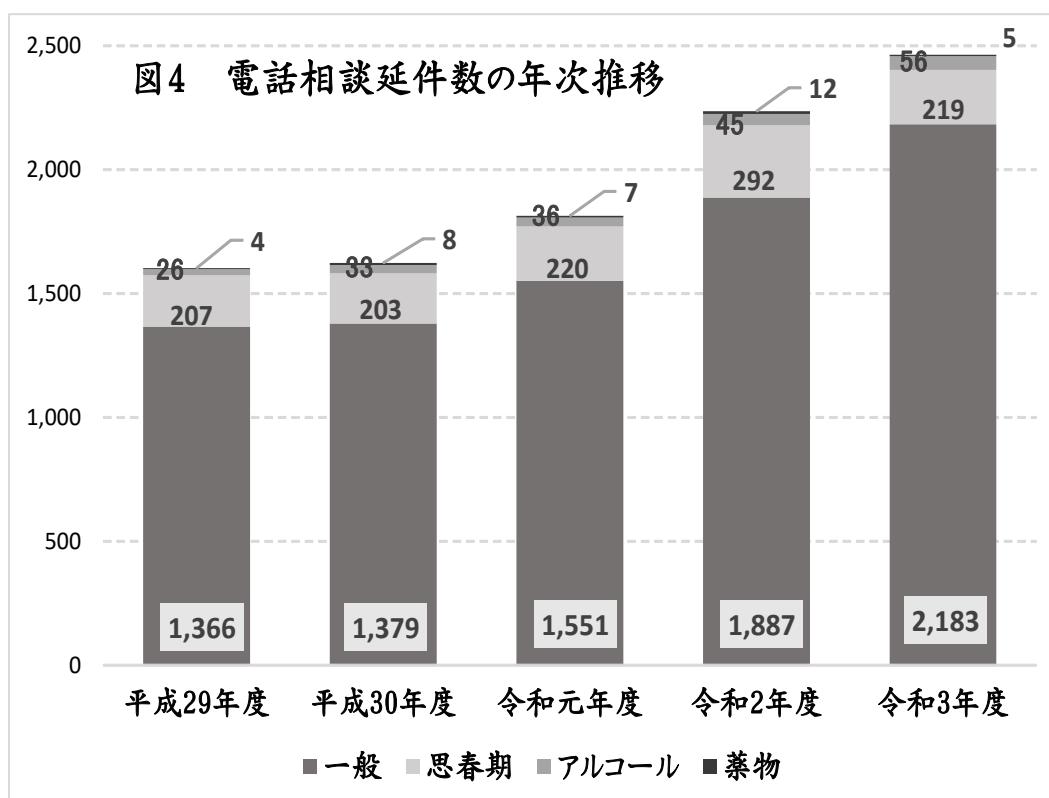
内 容	件数
保健所	2
こども女性相談センター (児童・女性)	0
地域包括支援センター	0
市町村	0
福祉施設	0
福祉事務所	0
相談支援事業所	2
ハローワーク	1
障害者職業センター	0
地域若者サポートステーション	9
障がい者相談支援センター	0
発達障がい者支援センター	3
精神科医療機関	8
自助グループ	2
警察	1
法テラス	0
その他司法関係機関	0
教育機関	0
ひきこもり地域支援センター・親の会	9
ひきこもり地域支援センター・当事者会	6
その他	8
計	51

イ 電話相談

(ア) 電話相談延件数

	一般	思春期	アルコール	薬物	計
平成29年度	1,366	207	26	4	1,603
平成30年度	1,379	203	33	8	1,623
令和元年度	1,551	220	36	7	1,814
令和2年度	1,887	292	45	12	2,236
令和3年度	2,183	219	56	5	2,463

※主たる相談内容のみ計上。(重複なし)



(イ) 相談者の年齢構成

年齢	延数
0～9歳	0
10～19歳	15
20～29歳	118
30～39歳	214
40～49歳	209
50～59歳	464
60歳以上	655
不詳	788
計	2,463

(ウ) 対象者の年齢構成

年齢	延数
0～9歳	1
10～19歳	126
20～29歳	221
30～39歳	294
40～49歳	199
50～59歳	432
60歳以上	576
不詳	614
計	2,463

(エ) 対象者の続柄

続柄	延数
本人	1,929
配偶者	57
父	8
母	25
子	336
その他親族	82
その他	26
不明	0
計	2,463

(オ) 相談者の相談内容（重複あり）

内 容	件数
病気への不安・疑問・対応	240
診療等に関すること	181
高次脳機能障害に関すること	0
うつ・うつ状態	103
摂食障害	7
認知症及びその疑い	14
その他高齢者に関すること	7
不登校	44
ひきこもり	226
家庭内暴力	33
児童虐待	14
ドメスティック・バイオレンス	16
発達障害	317
その他思春期に関すること	10
アルコール	64
薬物	8
ギャンブル	22
ゲーム・ネット依存	13
その他アクションに関すること	19
福祉制度に関すること	156
性格・行動上の問題	570
対人関係の問題	509
身体上の問題	221
就労上の問題	240
金銭問題	122
自殺関連問題	164
遺族	13
犯罪被害	5
災害	65
てんかん	137
その他	803
計	4,343

(カ) 処遇状況（重複あり）

内 容	件数
傾聴・助言	2,184
来所予約	182
他機関紹介（医療機関）	72
他機関紹介（医療機関以外）	256
計	2,694

ウ メール相談

(ア) メール相談延件数

	一般	思春期	アルコール	薬物	計
令和元年度	3	1	0	0	4
令和2年度	10	3	0	0	13
令和3年度	6	0	0	0	6

(2) 依存症対策事業

依存症は「否認の病気」と言われるように、本人が病気と認識できない場合が多く治療的対応に困難が伴う病気であるが、家庭内暴力や借金、触法など問題行動につながりやすく、家族に深刻な影響が及ぶ場合も少なくない上、自殺とも深い関連がある等、社会における深刻さ、重大性が極めて高い問題である。センターでは、薬物やアルコールのような物質への依存のみでなく、ギャンブル、ゲーム、ネットといった行為への依存（嗜癖）等各種の依存症について、本人・家族等への相談支援、関係機関とのネットワーク構築、関係者向けの研修開催、普及啓発等に取り組んでおり、平成30年6月1日より、センター内に「徳島県依存症相談拠点」を設置し、依存症対策の更なる拡充を図っている。

依存症の中でも特に患者数が多いのがアルコール依存症だが、徳島県では平成29年3月に「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」を策定し、関係対策事業を展開している。

センターでは昭和56年から「酒害相談指導事業」を実施している他、特定相談事業として月2回専門医による依存症相談窓口を設けており、平成24年度からは酒害相談員による「お酒に関する何でも相談」を毎月実施する等、依存症に関する相談事業を展開している。

また、当事者グループであるDARC支援会議を毎月開催する等して、アルコールをはじめとする依存症関連問題の予防、早期発見、早期介入、依存症者の社会復帰の促進を図ることを目的に依存症に関する知識の普及、相談指導等、総合的な対策を実施している。コロナ禍において、当事者グループの命綱である例会やミーティングが今までの形ではできない緊急事態となり、新しい形の一つであるオンライン活用が急速に進んでいる現状において、今年度は、「自助グループのオンライン活動」をテーマに研修を行う等、普及啓発と地域の支援力向上を図った。

ア 依存症関連問題相談件数

(ア) 来所相談（再掲）

	アルコール		薬物		ギャンブル		ゲーム・ネット		その他の依存症	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
平成29年度	13	20	9	30	2	2	7	11	2	7
平成30年度	10	16	6	23	8	8	11	21	3	4
令和元年度	9	16	7	18	12	12	18	30	10	29
令和2年度	10	14	6	15	2	2	10	15	7	16
令和3年度	6	9	2	3	3	3	5	29	9	15

※相談内容（重複あり）

(イ) 電話相談（延件数）

	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム・ネット	その他の依存症
平成29年度	34	5	8	14	7
平成30年度	35	12	18	16	7
令和元年度	38	8	26	25	20
令和2年度	53	14	15	15	15
令和3年度	64	8	22	13	19

※相談内容（重複あり）

(ウ) 関係機関からの相談（延件数）

	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム・ネット	その他の依存症
平成29年度	31	52	4	1	3
平成30年度	14	17	12	12	3
令和元年度	9	14	4	10	5
令和2年度	9	19	3	6	0
令和3年度	42	11	2	16	8

イ 専門医による相談の実績

年度	延件数
平成29年度	34
平成30年度	37
令和元年度	34
令和2年度	20
令和3年度	34

* 関係機関からの相談を含む

ウ 酒害相談員委嘱式

日程	出席者数
令和3年5月10日	9名

エ 酒害相談員による相談件数（委嘱人数10名）

年度	件数	延人数					計
		家庭・病室訪問	電話	来所	断酒会時	その他	
平成29年度	45	33	276	68	423	64	864
平成30年度	59	46	378	37	429	55	945
令和元年度	56	40	344	26	418	82	910
令和2年度	46	36	286	26	267	34	649
令和3年度	49	55	278	19	301	33	686

オ お酒に関する何でも相談実績

開催回数	延相談者数
22	25

カ アルコール関連問題従事者研修会

アルコール関連問題について、早期に対応できるよう、新しい形でのつながりや効果的な相談支援活動を実現するための知識及び技術の習得を目的として、関係職員を対象に、研修会を開催している。

日程	場所	内容	参加者数
令和3年 7月18日	徳島合同庁舎 東会議棟A・B 会議室	演題「オンラインを使った断酒活動について」 講師 FromNow代表者 佐々木 理恵氏 NPO法人徳島県断酒会理事長 原 昇平氏	16名

キ 酒害相談員研修

アルコール関連問題の効果的な解決に向けて、現状に即した適切な知識の獲得と援助技術の向上を図ることを目的としている。

日 程	場 所	内 容	参加者数
令和4年 1月16日	徳島合同庁舎 東会議棟 A・B会議室	令和3年度酒害相談実務者研修会 ・事例検討 ・情報交換	17名

ク 知識の普及

講演会等の機会を捉えてアルコール関連問題に関するリーフレットの配布等を行った。

(3) 思春期精神保健相談指導事業

思春期の子どもたちを取り巻く環境は急速な変化を続けている。不登校、ひきこもり、家庭内暴力、摂食障害、自殺など従来からの問題も依然として多く、それらに加えて近年では、ネット依存やゲーム依存などの問題も深刻なものとなってきている。また、コロナ禍におけるライフスタイルの変化は、子どもや若者のメンタルヘルスに大きな影響を与えており、社会問題となっている。

センターでは、地域精神保健福祉業務の一つとして、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持・増進及び問題の予防と早期発見を図ることを目的に、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施している。

ア 思春期精神保健相談指導件数

センター職員による相談と、平成3年度より精神科専門医による専門相談体制をとっている。家族のみの相談にも応じ、精神発達の途上にある者及びその家族に対する相談指導等を行うとともに、問題の早期発見に努め、児童相談所や教育機関への連絡、医療機関への連携、紹介等必要な対応を行っている。

	来所相談		電話相談	
	実件数	延件数	実件数	延件数
平成29年度	99	313	93	207
平成30年度	93	301	93	203
令和元年度	90	305	99	220
令和2年度	89	284	133	292
令和3年度	81	277	115	219

※この表はセンター職員による相談と専門医の相談の合計件数である。

イ 専門医による相談の実績（再掲）

	延件数
平成29年度	333
平成30年度	314
令和元年度	343
令和2年度	327
令和3年度	319

※関係機関からの相談も含む。

ウ 思春期精神保健福祉研修会

思春期の子どもたちの精神的健康の保持増進及び問題の予防に努めることを目的に研修会を開催した。

日程	方法	内容	参加者数
令和4年 2月10日	オンライン ZOOM	演題「コロナ禍での子どものメンタルヘルス」 講師：四国こどもとおとなの医療センター 児童精神科医長 中土井 芳弘 氏	64名

5 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民の理解と組織活動が不可欠である。このため、センターには、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する役割があり、当事者や家族はもとより、地域精神保健に関する民間団体の活動が効果的に行われるように組織の育成・活用等を支援している。

	当事者会	家族会	断酒会	その他	計
支援件数	6	1	10	5	22

(1) 当事者会

内容	回数
徳島DARC	6

(2) 家族会

精神障がい者を支える家族が、疾病や障がいについての知識及び支援方法を学び、お互いの体験談を話し合い支え合うとともに、社会活動に取り組んでいる。センターは、その活動について専門的立場から支援している。

内容	回数
あせび家族会総会 講演	1

(3) 断酒会

断酒会は、酒害に苦しむ仲間が集まり経験等を語り合い、一日断酒を合い言葉に支え合う自助グループであり、地域の人々にアルコールの恐ろしさを訴え、再発予防や立ち直るきっかけとするために、地域ごとに活動をしている。

徳島県断酒会は昭和46年に2月に結成され、アルコール依存症の自助組織として令和4年3月末現在、7支部19会場で例会（月1～3回）・家族会等の活動を行っている。また、徳島県断酒会は平成13年11月にはNPO法人格を取得している。

内容	回数
断酒会 本部例会	10

(4) その他

ア 精神保健ボランティア連絡協議会

保健所等が開催する精神保健ボランティア養成講座から育った精神保健ボランティアが中心となって、精神保健ボランティアグループ（令和3年9月末現在16）が設置されている。

また、平成13年4月には県下11グループからなる徳島県精神保健ボランティア連絡協議会（令和4年3月末現在10）を発足させ、各グループの活動の発表や検討、正しい知識についての研修等を実施しており、自主性を尊重しつつ、専門的立場からの支援を行っている。

内 容	回 数
徳島県精神保健福祉ボランティア連絡協議会 総会	書面開催
役員会	1
定例会及び研修会	4
計	5

6 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障がい者の処遇等について、専門的かつ独立的な機関として審査を行うために昭和62年法改正により新しく設けられたものである。

精神医療審査会の業務としては、法第38条の3及び第38条の5の規定により、①精神科病院の管理者から医療保護入院の届出、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告があったときは、その入院の必要があるかどうかに関し審査を行うこと、並びに②精神科病院に入院中の者又はその家族等の求めにより、入院の必要があるか又はその処遇が適切であるかどうかについて審査を行う。

(1) 精神医療審査会の開催状況

審査会の事務は、平成14年4月から精神保健福祉センターが行うこととされ、審査の客観性、独立性を確保できる体制が整えられている。

また、審査委員会は、精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者、精神障がい者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者から知事が任命する。

令和3年度

委員数	16名	(予備委員	1名)
合議体数	3	(各合議体委員	5名)
開催回数	17回	(各合議体おおむね3週間毎開催)	
	1回	(合議体全体会議開催)	

(2) 定期病状報告等の審査状況

定期の報告及び医療保護入院に関する入院時の届出を受けた場合、その入院が必要であるかどうかに関しての審査を行う。

ア 医療保護入院者 入院届

	審査件数	審査結果		
		入院継続適当	入院形態移行	入院継続不要
平成29年度	1,238	1,238	0	0
平成30年度	1,433	1,433	0	0
令和元年度	1,428	1,428	0	0
令和2年度	1,477	1,477	0	0
令和3年度	1,445	1,445	0	0

イ 措置入院者 定期病状報告書

	審査件数	審査結果		
		入院継続適当	入院形態移行	入院継続不要
平成29年度	15	15	0	0
平成30年度	14	14	0	0
令和元年度	9	9	0	0
令和2年度	8	8	0	0
令和3年度	9	9	0	0

ウ 医療保護入院者 定期病状報告書

	審査件数	審査結果		
		入院継続適当	入院形態移行	入院継続不要
平成29年度	321	321	0	0
平成30年度	355	355	0	0
令和元年度	362	362	0	0
令和2年度	379	379	0	0
令和3年度	378	378	0	0

エ 審査状況（ア，イ，ウ の合計）

	審査件数	審査結果		
		入院継続適当	入院形態移行	入院継続不要
平成29年度	1,574	1,574	0	0
平成30年度	1,802	1,802	0	0
令和元年度	1,799	1,799	0	0
令和2年度	1,864	1,864	0	0
令和3年度	1,832	1,832	0	0

(3) 退院請求，処遇改善請求の審査状況

退院又は処遇の改善のための請求を受けた場合，その入院の必要があるか又は，処遇が適当であるかどうかについての審査を行う。

ア 退院請求

	退院請求 受理件数	取下等 件数	審査 件数	審査結果		
				現在の入 院形態で の入院継 続が適当	他の入院形態 へ移行 (合議体が定 める期限内 に)	入院継続は 不適當 (合議体が定 める期限内 に退院)
平成29年度	26	3	24	23	1	0
平成30年度	19	4	15	15	0	0
令和元年度	32	4	26	24	2	0
令和2年度	21	5	20	20	0	0
令和3年度	29	8	19	18	1	0

※年度をまたがる案件があるため，退院請求受理件数 ≠ 取下等件数 + 審査件数となる。

イ 処遇改善請求

	処遇改善 受理件数	取下等 件数	審査 件数	審査結果		
				処遇適当	処遇不適当	その他
平成29年度	0	0	0	0	0	0
平成30年度	3	1	1	1	0	0
令和元年度	1	0	2	1	1	0
令和2年度	1	0	1	1	0	0
令和3年度	3	1	2	1	0	1

※年度をまたがる案件があるため、処遇改善請求受理件数 ≠ 取下等件数 + 審査件数となる。

ウ 退院請求，処遇改善等請求に係る相談件数（電話相談・来所面接）

	件数
平成29年度	156
平成30年度	114
令和元年度	103
令和2年度	77
令和3年度	147

7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

精神障がい者の社会復帰対策を推進し、在宅精神障がい者等の医療の確保を図ることを目的に、センターは法45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行っている。

平成14年4月から、「精神障害者通院医療費公費負担」の支給認定、「精神障害者保健福祉手帳」の判定業務については、センターにおいて行うこととなり、平成18年4月には、障害者自立支援法の施行により、通院医療費公費負担制度は同法の精神通院医療制度に移行されたが、センターにおいて引き続き業務を行っている。

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となることにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。平成7年に精神保健法を精神保健福祉法に改め、同法第45条により、手帳制度を創設したものである。

（1）自立支援医療（精神通院医療）申請の処理状況

	申請件数	新規	再認定	変更	再交付	県外転入	不承認	実人員数
平成29年度	13,582	930	8,195	3,765	651	41	14	9,784
平成30年度	13,810	987	8,494	3,556	733	40	7	10,247
令和元年度	15,091	1,020	9,262	3,981	771	57	10	10,540
令和2年度	11,235	1,057	5,721	3,980	405	72	8	6,903
令和3年度	24,519	1,083	13,580	8,967	814	75	11	11,537

（2）精神障害者保健福祉手帳申請の処理状況

	申請件数	新規	更新	等級変更	再交付	県外転入	承認	不承認	保留	申請中
平成30年度	2,927	496	2,244	44	111	32	2,907	20	0	0
令和元年度	3,129	574	2,376	30	115	34	3,107	22	0	0
令和2年度	2,987	475	2,334	30	104	44	2,972	15	0	0
令和3年度	3,478	549	2,723	20	134	52	3,457	21	0	0

（3）精神障害者保健福祉手帳の交付状況（新規）

単位：人

	1級	2級	3級	計
平成29年度	36	164	253	453
平成30年度	24	155	314	493
令和元年度	23	172	379	574
令和2年度	17	117	341	475
令和3年度	20	160	362	542

※申請処理と交付の年度が異なる、結果が不承認になる等のため、申請件数（新規）≠ 交付状況（新規）となる。

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況 (累計)

単位：人

	1級	2級	3級	計
平成29年度	803	2,504	1,673	4,980
平成30年度	758	2,593	1,962	5,313
令和元年度	706	2,705	2,216	5,627
令和2年度	641	2,724	2,362	5,727
令和3年度	634	2,915	2,554	6,103

(5) 自立支援医療 (精神通院医療) 及び精神障害者保健福祉手帳に係る電話相談

*関係機関 (市町村・医療機関・薬局・訪問看護等) からの問い合わせ件数

	件数
平成29年度	1,786
平成30年度	2,072
令和元年度	2,218
令和2年度	1,977
令和3年度	2,027

8 障害者総合支援法及び精神保健福祉法関連等事業

(1) 地域生活支援事業

ア 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援事業

高次脳機能障害は事故や傷病によって住民に身近に発生しうる障害であり、地域での支援体制が課題となっていたが、徳島県では高次脳機能障害支援センター（徳島大学病院）を中心に、専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、正しい理解の促進を図るための、普及・啓発事業、支援ネットワークづくりに関する研修等を行い、高次脳機能障害を有する者に対する支援体制の整備を実施している。

(ア) 相談支援事業

支援を必要とする高次脳機能障害を有する者の社会復帰のための相談支援、地域との関係機関との調整等を行っている。

	相談延件数	関係機関からの相談
平成29年度	5	1
平成30年度	6	2
令和元年度	4	4
令和2年度	10	7
令和3年度	3	10

(イ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況（高次脳機能障害に限る）

	1級	2級	3級	計
平成29年度	24	56	63	143
平成30年度	25	53	63	141
令和元年度	22	46	76	144
令和2年度	19	47	79	145
令和3年度	16	49	90	155

イ 広域的な支援事業

(ア) 都道府県相談支援体制整備事業

徳島県自立支援協議会、地域自立支援協議会（県内13協議会）への専門的技術的支援を行う。

内 容	回 数
徳島県障がい者自立支援協議会	1
徳島県障がい者自立支援協議会 地域自立支援協議会推進部会	2

ウ サービス・相談支援者，指導者育成事業

(ア) 障害支援区分認定調査員等研修事業

全国一律の基準に基づき，客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう，障害程度区分認定調査員等に対する各研修を，障がい者相談支援センターと共催事業として実施している。

日 程	場 所	内 容	参加者数
5月13日	ZOOM研修 (配信場所： 自治研修センター)	「障害支援区分の概要及び判断事項について」 「特記事項のポイントについて」	29人

(2) 精神障がい者地域支援システム構築事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし，本人の意向に即して，本人が充実した生活を送ることができるよう，統合失調症をはじめとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。また，ひきこもり者または未治療者で精神疾患が疑われる者に対して，訪問支援（多職種による訪問支援）を円滑に実施する等専門的な支援を目的とする。

	延回数
令和3年度	9

(3) その他

市町村の新任障がい福祉担当職員等が，業務を円滑に遂行するために必要な専門技術を習得できるようにするとともに，その質の向上を図ることを目的に，障がい者相談支援センターと共催で，毎年研修会を開催しているが，令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となり，書類提供となった。

9 自殺総合対策事業

全国の自殺者数は、長期的に減少傾向であったが、令和2年は11年ぶりに前年と比べて増加し、令和3年は前年比74人減少と高止まりとなった。自殺の背景には社会・経済問題、健康問題、家庭問題、労働問題等様々な要因が複雑多岐にわたっており、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これらの要因が顕在化・先鋭化する形で、自殺者数の増加・高止まりにつながった可能性がある。感染対策のため人と人とのつながりが希薄になりがちな状況の中、これまで以上に関係機関との連携を密にするとともに、相談支援体制の充実を図り、総合的な取組を推進していくことが不可欠である。

徳島県では、平成21年度から徳島県地域自殺対策緊急強化基金を活用し「徳島県自殺者ゼロ作戦」を展開している。平成22年3月1日には当センター内に『とくしま自殺予防センター』が開設され、自殺の防止等に関わる関係機関への専門的支援や一般県民への啓発、自死遺族、自殺へ傾く人への相談等により、自殺対策の推進を図っている。さらに、平成28年4月1日に改正された自殺対策基本法に基づき、徳島県でも平成28年11月に「徳島県自殺対策基本計画」を策定し、保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野からなる取組みを総合的に推進し、平成30年度に、「徳島県自殺対策基本計画（第2期）」を策定し、多角的な方面から自殺予防の取組を行っている。

(1) 普及啓発

日程	内容	場所
令和3年9月1日～30日 令和4年3月1日～31日	自殺予防パネル展	精神保健福祉センター ロビー

※自死遺族交流会（わかちあいの会）の案内チラシの作成・配付

※保健福祉政策課と協働して、とくしま自殺予防センターのホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jisatsuyobou/>）にて、自殺の現状や各機関の取組、相談窓口一覧、自死遺族交流会の開催案内や各リーフレット等について情報発信

※新型コロナウイルス感染症のメンタルヘルスに関する各種チラシ（「新型コロナウイルス感染症にかかわる医療従事者の皆さまへ」、「知っておきたいコロナ療養中の方への対応」、「新型コロナウイルス感染症で治療中・療養中の皆さまへ」）の作成・配付

※当センターのサイトの「新型コロナウイルス対策における心の健康相談」（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/shogaifukushi/7203796/>）の更新

(2) 相談件数（再掲）

ア 来所相談

	続柄			計
	本人	家族・親族	その他 (友人・知人など)	
平成29年度	11	14	1	26
平成30年度	20	10	0	30
令和元年度	12	13	0	25
令和2年度	6	16	0	22
令和3年度	17	8	0	25

イ 電話相談

	続柄			計
	本人	家族・親族	その他 (友人・知人など)	
平成29年度	71	16	2	89
平成30年度	102	15	10	127
令和元年度	109	27	4	140
令和2年度	164	49	6	219
令和3年度	115	43	6	164

(3) 研修会等

ア 自殺対策担当者スキルアップ事業（人材育成研修）

日程	場所	内容	参加者数
令和4年 3月7日	Zoom（運営事務局は精神保健福祉センター多目的交流室）	テーマ「アルコール依存症の予防」 講師：精神保健福祉センター 相談・地域支援担当 課長補佐 富永 武男 徳島大学大学院医歯薬学研究部 実線地域診療・医科学分野 特任准教授 中村 信元 氏	7名

イ 自殺予防関連研修会等への講師派遣（再掲）

月日	研修会名	対象者	参加者数
6月16日	鳴門老人クラブ研修会	老人クラブ会員	60名
7月30日	令和3年度 商工3団体職員研修連携推進事業 第1階合同研修会 「自殺予防サポーター養成研修」	商工3団体経営指導員等	65名
9月6日	いのちのネットワーク研修会	自殺予防協会職員・行政職員	14名
9月27日	令和3年度 自殺予防対策関係職員スキルアップ研修会(阿南保健所)	保健医療福祉関係者・教育関係者・行政職員等	23名
11月4日 (年度末まで動画配信)	徳島県高齢者自殺予防研修会 第1回「高齢者を支える自殺予防サポーター」	介護支援相談員・訪問介護職員・友愛訪問員	17名 (当日参加)
11月29日	令和3年度 経営支援員研修会 自殺予防サポーター養成研修	県下23商工会の経営支援員	46名
2月6日	「介護予防推進リーダー研修事業」自殺予防サポーター養成講座	作業療法士・理学療法士・介護職	26名
2月8日	県医師会自殺予防研修会	医師	80名

3月5日	令和3年度 徳島県自殺防止対策先進事業徳島 DARC 主催オンラインフォーラム「『20歳までには死ぬ』そして今…」	当事者団体スタッフ・メンバー・保健師	30名
3月18日	自殺予防講演会	理学療法士	40名

ウ 自殺対策会議への参加

月日	会議名	主催
6月15日	いのち支える自治体コンシェルジュ	いのち支える自殺対策推進センター
7月6日	令和3年度 第1回地域自殺対策推進センター連絡会議	いのち支える自殺対策推進センター
7月8日	令和3年度 第1回徳島県自殺対策推進本部作業部会	県保健福祉政策課
7月29日	いのち支える自治体コンシェルジュ テーマ：「JSCP 広報室とともに、コロナ禍における広報活動を考える」	いのち支える自殺対策推進センター
8月10日	令和3年度 第1回徳島県自殺対策連絡協議会	県保健福祉政策課
11月1日	第1回 徳島大学との連携事業における説明会	県保健福祉政策課
11月25日	こころのケア普及アクションプロジェクト受託者選定委員会	県保健福祉政策課
12月6日	第2回 徳島大学との連携事業における説明会	県保健福祉政策課
1月12日	令和3年度 第2回徳島県自殺対策推進本部作業部会	県保健福祉政策課
1月19日	令和3年度 地域自殺対策推進センター 中国・四国ブロック会議	いのち支える自殺対策推進センター
1月20日	令和3年度 自殺未遂者等に対する地域における包括的モデル事業 自未遂者地域支援連携会議	徳島保健所
2月1日	令和3年度 第2回 徳島県自殺対策連絡協議会	県保健福祉政策課
2月15日	第3回 徳島大学との連携事業における説明会	県保健福祉政策課
3月15日	令和3年度 高等教育機関と県との自殺予防対策推進連絡会議	県総合政策課
3月17日	令和3年度 全国自殺対策主管課長等会議・地域自殺対策推進センター連絡会議	いのち支える自殺対策推進センター

(4) 相談支援

徳島県消費者政策課と協同し、9月（自殺予防週間を含む）及び3月（自殺対策強化月間）に、ハローワーク徳島において、求職者等を対象にした「心の健康相談」をセンター職員が担当した。

日程	内容	場所
9月14日 9月28日 3月8日	心の健康相談	ハローワーク徳島

(5) 自死遺族交流会

大切な人を自死で亡くされた家族が安心して思いを語れる場、自らの痛みと向き合うことのできる場として、自死遺族交流会を開催した。

ア 自死遺族交流会

開催回数	11
------	----

イ 自死遺族支援関係者向け研修会

日程	場所	内容	参加者数
令和3年 12月2日	Zoom（運営事務局は精神保健福祉センター多目的交流室）	講演「自殺発生直後から間もない時期の遺族支援で地域の関係者に求められること～遺族の続柄を考慮した支援を考える」 講師 岡山県立大学 保健福祉学部 現代福祉学科 准教授 大倉 高志 氏	32名

(6) クローバー相談

新型コロナウイルス感染症対策に関して、県職員、医療機関スタッフ等の従事者は、その多大なストレスから自殺のハイリスク群と考えられる。このような従事者を対象としたメンタルヘルス相談（クローバー相談）を令和2年10月より開始している。当センターでは令和2年度にストレスチェックリストを盛り込んだクローバー相談を案内するチラシを作成し、当センターのサイトの「新型コロナウイルス対策における心の健康相談」(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/shogaifukushi/7203796/>) にアップしている。また各保健所や関係機関を通して配布しており、保健所が感染者やその家族に渡す資料の一部として利用されている。

10 ひきこもり対策推進事業

我が国でひきこもり状態にある人は、15～39歳では推計54万人、40歳以上の中高年では推計61万人と言われる等、近年、ひきこもりの長期化や、本人・家族の高齢化等、年々深刻さを増している。

厚生労働省では、平成21年度からひきこもり対策推進事業を開始し、ひきこもり地域支援センターの整備に加え、平成25年度からは「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」の開始、更に平成30年度から拡充して「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業」が盛り込まれ、ひきこもり支援の充実・強化、隙間のない支援が目指されているところである。

ひきこもり地域支援センターは、ひきこもり状態にある本人や家族にとっての第一次相談窓口としての機能を有し、適切な支援に結びつきやすくすることや、地域における関係機関とのネットワークの構築、必要な情報を広く発信していくという役割を担っている。

(1) ひきこもり地域支援センター「きのぼり」について

当センターでは、平成15年度、16年度に、地域保健推進特別事業「社会的ひきこもり」相談体制支援事業を実施し、徳島県内における「社会的ひきこもり」の実情を調査し、ひきこもりに対する相談等を実施してきた。そして、平成22年4月1日に「ひきこもり地域支援センター『きのぼり』」を開設し、令和2年度からは南部圏域、西部圏域でのサテライト相談事業も開始し、相談業務の強化、関係機関との連携、ひきこもりに関する情報発信に努めている。保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡会議を開催し、支援ネットワークの構築に努めるとともに、個別ケースにおける協働、「ひきこもりサポーター養成研修」「ひきこもり支援従事者研修」の開催、各研修会での講師等、地域全体・多機関での連携強化を図っている。さらに、ホームページやリーフレット、啓発用パネル展示等によりひきこもりに関する普及啓発・情報発信も実施している。

(2) 相談状況（再掲）

本人・家族等からの電話や来所等による相談に応じ、助言を行うとともに、当事者グループや家族プログラムも実施しながら、継続的な支援を行っている。ひきこもりの相談は、家族の相談から始まることが多く、また、ひきこもりの背景には様々な要因が絡み合っており、長期的な経過をたどっていくことも少なくない。個々の事例に応じた適切な支援を行うとともに、それぞれの状況に応じて関係機関とも連携しながら支援の充実を図っている。

	来所相談		訪問・出張相談		電話相談	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
平成29年度	97	283	2	4	93	246
平成30年度	97	377	4	6	99	246
令和元年度	100	335	2	3	125	239
令和2年度	91	289	1	1	121	267
令和3年度	82	254	4	14	98	226

(3) 当事者のためのプログラム実施状況

ひきこもりの本人が、社会参加に向けて段階的に必要な力をつけていく、社会との中間的な場所として、当事者グループ活動を行っている。長期ひきこもっていた人が最初に通う居場所としての役割だけでなく、社会参加に向けた技能習得の場としての役割、あるいは社会参加後のフォローをする場としての役割等、個々の当事者から求められるニーズも多様であるため、それぞれの段階に応じて活動内容も多様なものを実施している。まず人に慣れるところから始まり、当事者主体の自主活動（居場所）、スキル獲得を目指すコミュニケーションプログラム（SST）、スポーツや音楽、洗濯などの生活支援プログラム等、社会参加に向けた土台作りを行っている。また、グループ活動と並行して定期的な個別面接も実施し、個々の状況に応じたサポートを継続している。

	実施回数	実人数	延人数
令和元年度	139	23	440
令和2年度	128	22	474
令和3年度	135	22	537

(4) 家族のためのプログラム実施状況

ひきこもり相談は、ひきこもっている本人からの相談よりも、まず家族から相談が寄せられ支援が始まることが多いため、家族がひきこもりについて理解し、本人への対応について相談していくことが大切である。家族が知識を得たり、対応のヒント等を身につけていくこと、また、他の家族との語り合いを通じて、家族自身がゆとりを取り戻していくことを目的に、「家族教室」と「親の会」を実施している。

ア ひきこもり家族教室

ひきこもりに関する基礎的知識や、対応等について身につけることを目的に、スタッフの講義形式によるプログラムを行っている。内容は①「ひきこもりについて」②「精神障がい・発達障がいについて」③「本人への対応」となっており、全3回受講していただくことで、ひきこもりに関することを一通り学べる内容となっている。令和2年度から南部・西部のサテライトでも実施している。

イ ひきこもり親の会

「我が子がひきこもっている」という同じ悩みを持つ家族が集まり、他の家族の話に耳を傾け、困り事への対処法や工夫等について共に考えていく場である。家族同士の語り合いが中心であり、家族が互いに支え合うことを目指している。

令和3年度	実施回数	実人数	延人数
家族教室	15	21	80
親の会	4	3	6

※家族教室実施回数、実人数、延人数には南部・西部サテライト実施分を含む。

※家族教室実人数は家族のみ計上。延人数には関係機関を含む。

(5) 各種研修会等への講師派遣（ひきこもり支援に関するもの）（再掲）

	講師派遣回数	延参加者数
令和元年度	9	366
令和2年度	20	213
令和3年度	22	479

※令和2・3年度の講師派遣回数，延参加者数には各サテライトでの家族教室及びその他の講師派遣も含む。

(6) サテライト相談事業

センターのある徳島市内から遠隔の地域の方が相談しやすくなるように，南部圏域，西部圏域の各保健所での定期的なサテライトを開設している。

各サテライトでは，ひきこもり当事者及び家族の相談に応じるほか，家族教室の実施，関係機関からの相談にも応じている。

(再掲)

	来所相談 件数(実数)		電話相談 件数	家族教室 参加者延数(実数)		講師派遣
	家族・ 当事者	関係機関	関係機関	家族	関係機関	回数 (延参加者数)
阿南サテライト	18(18)	10	20	7(3)	9	3(16)
美波サテライト	4(4)	4	4	3(3)	18	8(96)
美馬サテライト	2(2)	2	12	7(6)	16	3(23)
三好サテライト	4(4)	2	26	0	0	0
計	28(28)	18	62	17(12)	43	14(135)

※家族・当事者からの電話相談は住所確認できないものも多いため，サテライトには計上しない。

※講師派遣回数，参加者数には家族教室を含む。

(7) ひきこもり対応専門家チーム

令和2年度，ひきこもりに関するより専門性の高い相談支援体制を構築するため，多職種による「ひきこもり対応専門家チーム」を設置。ひきこもり事例における市町村等関係機関に対する専門的アドバイスや個別事例に関して必要な事項などを協議することとしている。

(8) ひきこもりサポーター養成研修

地域に潜在するひきこもりの状態にある方を早期に発見し，適切な支援機関に早期につなぎ，継続的な支援を行う「ひきこもりサポーター」の養成を図ることを目的に，平成27年度からひきこもりサポーター養成研修を実施している。

※R3年度は新型コロナウイルス感染急拡大したため，未実施。

(9) ひきこもり支援従事者研修

ひきこもりの背景には様々な要因が絡み合っており，長期的な経過をたどることも少なくないため，ひきこもり支援では個々の事例，経過に応じて様々な支援を適切に行う必要があり，支援の難しさにつながっている。そのため，ひきこもり支援に携わる関係者を対象に，ひきこもり支援に関する理解を深め，支援従事者の資質向上を目的に研修を実施した。

日 程	方 法	内 容	参加者数
令和4年 3月17日	オンライン (Zoom)	講演「ひきこもりのライフプラン 親なき 後に備えて今からできること」 講師 FP オフィス life* colors 代表 藪内 美樹 氏	33名

(10) ひきこもり対策連絡会議

ひきこもり当事者及び家族等, 個々の状況に応じた適切な支援を行うために保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡会議を開催し, 情報交換など各機関の間でより効果的な連携が確保できるよう努めている。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症急拡大のため、実施ができなかった。

(11) 情報発信

ホームページやリーフレット, ひきこもりに関するパネル展等により, ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに, センター利用及び地域の関係機関・関係事業に関わる広報・周知を行う等, 情報発信に努めている。

1 1 災害時コーディネーター体制整備事業

災害時において、当センターが県内の精神保健福祉に関する技術的中核機関として、県民からの相談対応や、県内外のDPATの受け入れ・活動調整等の役割を果たすことができるよう、体制の整備を図る。

(1) 災害時こころのケア研修会

災害時コーディネーター等の災害時にこころのケアにかかわる職員の資質の向上を図るため、精神科病院職員や市町村職員等を対象として、「災害時こころのケア研修会」を実施した。

日 程	場 所	内 容	参加者数
令和4年 2月3日	Zoom（運営事務局は精神保健福祉センター多目的交流室）	演題：「災害医療概論と DPAT の活動理念」 講師：神経科浜松病院 精神科医師 厚生労働省委託事業 DPAT 事務局 参与 福生 泰久 氏	30名

(2) 災害時こころのケアマニュアルの改訂

災害時のこころのケアについて、支援関係者等に知ってもらいたい基本的知識等をまとめた「災害時こころのケアマニュアル」を、令和4年1月に改訂（災害としての新型コロナウイルス感染症の章を追加）し、当センターのサイト（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/shogaifukushi/2013061800050>）に掲載した。

